

令和6年1月28日執行予定
甲州市長選挙

選挙公営(公費負担)の手引き

甲州市選挙管理委員会

はじめに

この手引きは、甲州市長選挙において、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びに選挙運動用ビラの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手續について記述したものです。

(略 称)

甲州市選挙管理委員会	市委員会
公職選挙法	法
公職選挙法施行令	令

目 次

I 公費負担制度の概要	1
1 公費負担制度とは.....	1
2 公費負担の種類	1
3 対象となる候補者	1
4 公費負担の限度額.....	2
5 諸手続.....	4
(1)契約締結と契約届出	4
(2)確認申請	4
(3)使用(作成)証明書の交付.....	4
(4)費用の請求	5
II 公費負担の手続.....	7
1 選挙公営手続きの流れ	7
2 選挙運動用自動車の使用(ハイヤー・タクシー)	7
2-1 選挙運動用自動車の使用(自動車の借入れ).....	10
2-2 選挙運動用自動車の使用(燃料代).....	12
2-3 選挙運動用自動車の使用(運転手).....	14
3 選挙運動用ポスターの作成	16
4 選挙運動用ビラの作成	18
III 公費負担に関する Q&A.....	20
[1 共通].....	22
[2 自動車の借入れ].....	23
[3 燃料の供給]	26
[4 運転手の雇用]	27
[5 選挙運動用ポスターの作成].....	28
[6 選挙運動用ビラの作成].....	29
[7 選挙運動用葉書の交付・郵送].....	30
IV 契約書及び各種様式の記載例.....	31
契約書【見本】.....	31
契約届出書.....	38
確認申請書.....	42
確認書	46
証明書	50
請求書・請求内訳書.....	56

I 公費負担制度の概要

1 公費負担制度とは

この制度は、市委員会に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ポスターの作成」及び「選挙運動用ビラの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、市委員会が各契約業者等に直接その費用をお支払するものです。

2 公費負担の種類

選挙運動用に関する公費負担制度については、市の条例及び法で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用ポスターの作成
- (3) 選挙運動用のビラの作成

3 対象となる候補者

この選挙公営制度においては、市委員会が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

供託物没収点

- 市長選挙の場合 有効投票数×1/10

4 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

区 分		公費負担の対象	公費負担の限度額	備考
選挙運動用自動車の使用	1 一般乗用旅客自動車運動事業者との契約 (ハイヤー、タクシーの借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日1台に限る)	1日 64,500円×7日間 = 451,500円	1の契約と2の契約は選択
	2 1に掲げる契約以外の契約の場合	① 自動車の借入れ契約 (レンタル、個人、会社等からの借上げ)	1日 16,100円×7日間 = 112,700円	
	② 燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 (確認を受けた金額)	1日 7,700円×7日間 = 53,900円	
	③ 運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額 (1日1人に限る)	1日 12,500円×7日間 = 87,500円	

※一般乗用旅客自動車運動事業者との契約（ハイヤー、タクシーの借上げ）とは、道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。燃料代及び運転手雇用の公費負担制度を併用することはできません。

(2) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担の対象	作成単価の上限	作成枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	$\frac{541円31銭 \times 132枚 + 316,250円}{132箇所(ポスター掲示場数)}$ = 2,938円 …①	132枚 …② (ポスター掲示場数 = 132箇所)

【例1】選挙運動用ポスター200枚の作成を60万円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、600,000円÷200枚=3,000円になります。この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、2,938円×132枚=387,816円が公費負担の対象となります。この額を超える分212,184円は候補者の負担になります。

【例2】選挙運動用ポスター200枚の作成を30万円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、300,000円÷200枚=1,500円になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、1,500円×132枚=198,000円が公費負担の対象となります。残りの68枚分102,000円は候補者の負担になります。

(3) 選挙運動用ビラの作成

公費負担の対象	作成単価の上限	作成枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	7円73銭 …①	16,000枚 …②

【例1】市長選挙運動用ビラ 20,000 枚の作成を 130,000 円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、 $130,000 \text{ 円} \div 20,000 \text{ 枚} = 6 \text{ 円 } 50 \text{ 銭}$ になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、 $6 \text{ 円 } 50 \text{ 銭} \times 16,000 \text{ 枚} = 104,000 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。この額を超える分 26,000 円は候補者の負担になります。

【例2】市長選挙運動用ビラ 16,000 枚の作成を 131,200 円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、 $131,200 \text{ 円} \div 16,000 \text{ 枚} = 8 \text{ 円 } 20 \text{ 銭}$ になります。この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、 $7 \text{ 円 } 73 \text{ 銭} \times 16,000 \text{ 枚} = 123,680 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。この額を超える分 7,520 円は候補者の負担になります。

5 諸手続

(1) 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

- ア 届出先 市委員会
- イ 届出期日 契約が立候補届出の前の場合 ……立候補届出の時
契約が立候補届出の後の場合 ……契約締結後直ちに
- ウ 添付書類 各業者等との契約書の写し

留意事項

- 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- 契約の相手方が生計を一にする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限りません。

(2) 確認申請

下記アについては、(1)の契約届出と同時に、確認申請が必要です。

- ア 確認申請が必要なもの
 - ✓ 選挙運動用自動車の燃料代 (NO.32) …金額の制限範囲内であることの確認
 - ✓ 選挙運動用ポスターの作成 (NO.24) …作成限度枚数 (掲示場数) の確認
 - ✓ 選挙運動用ビラの作成 (NO.28) …作成限度枚数の確認
- イ 確認申請の方法
 - ✓ 確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
 - ✓ 確認申請書には、すでに確認を受けた金額 (枚数) を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
 - ✓ 確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。
- ウ 確認申請書の提出先 ……市委員会
- エ 確認書の交付
 - ✓ 申請に基づき市委員会から確認書を交付します。
 - ✓ 交付を受けた確認書は直ちに業者に提出してください。
 - ✓ 確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(3) 使用 (作成) 証明書の交付

上記 (1) の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用 (作成) 証明書」を作成し、契約業者等に交付 (1部) しなければなりません。

なお、この「使用 (作成) 証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(4) 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、市委員会が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

ア 請求する際に必要な提出書類（【 】内は諸用紙一覧表の番号）

区 分		必要書類
選挙運動用自動車の使用	1 一般乗用旅客自動車運動事業者との契約による場合 (ハイヤー、タクシー)	①請求書【36】 ②請求内訳書【37】 ③選挙運動用自動車使用証明書【33】
	上記以外の契約による場合 自動車の借入れ	①請求書【36】 ②請求内訳書【38】 ③選挙運動用自動車使用証明書【33】
	燃料代	①請求書【36】 給油伝票添付（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの） ②請求内訳書【39】 ③選挙運動用自動車使用証明書【34】 ④選挙運動用自動車燃料代確認書【確認書は選管で交付】
	運転手の報酬	①請求書【36】 ②請求内訳書【40】 ③選挙運動用自動車使用証明書【35】
選挙運動用ポスターの作成		①請求書【26】 ②請求内訳書【26】 ③選挙運動用ポスター作成証明書【25】 ④選挙運動用ポスター作成枚数確認書【確認書は選管で交付】
選挙運動用ビラの作成		①請求書【30】 ②請求内訳書【30】 ③選挙運動用ビラ作成証明書【29】 ④選挙運動用ビラ作成枚数確認書【確認書は選管で交付】

イ 請求書の提出の際の注意

- 支払方法は口座振込みで行いますので、振込先は正確に記入してください。
- 請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

ウ 請求書の提出先

甲州市塩山上於曾 1085 番地 1

甲州市選挙管理委員会事務局

TEL 0553-32-5041

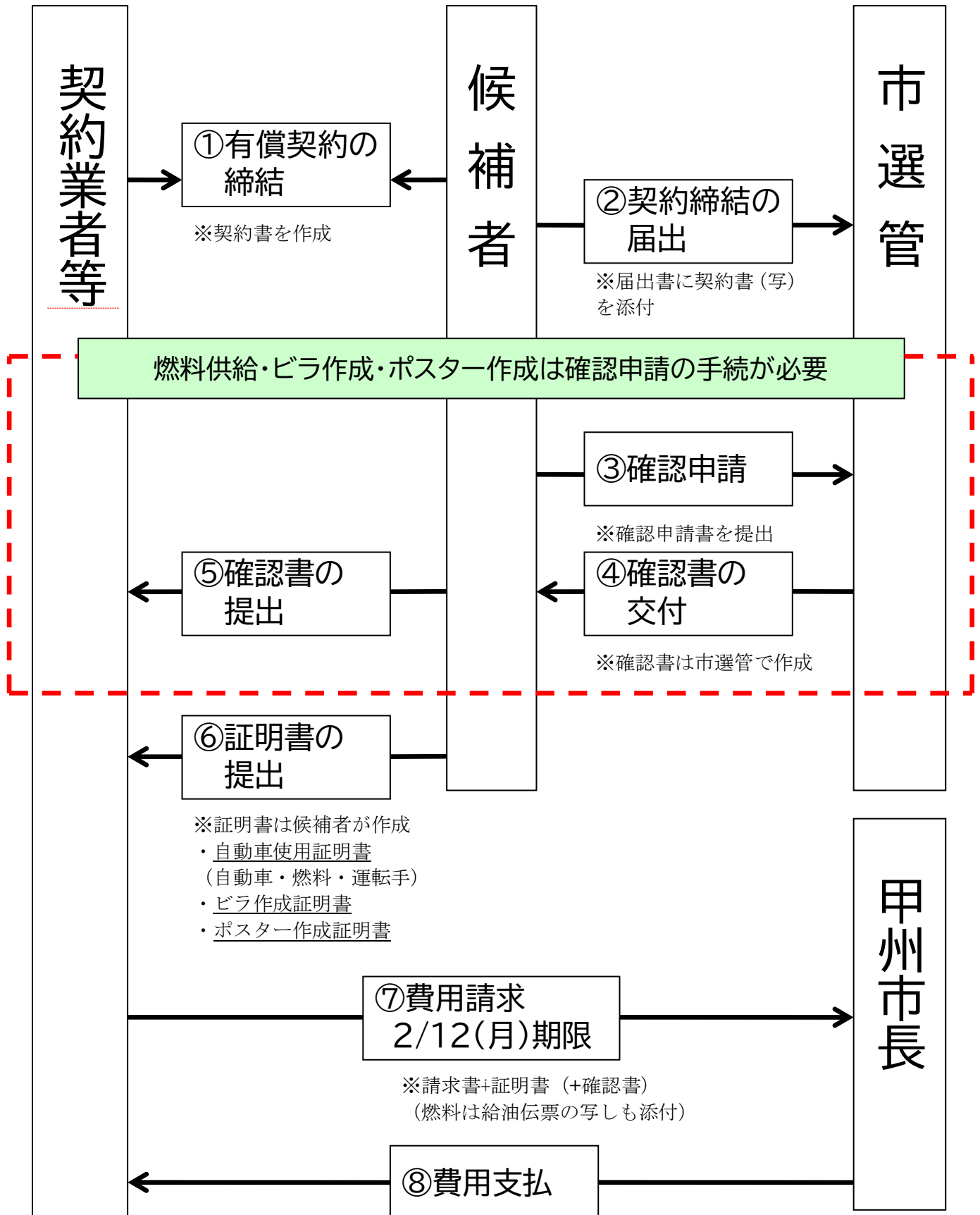
FAX 0553-32-1818

エ 請求期限

請求書は必要な添付書類を添えて、2月12日（月）までに提出してください。

II 公費負担の手續

1 選挙公営手續きの流れ



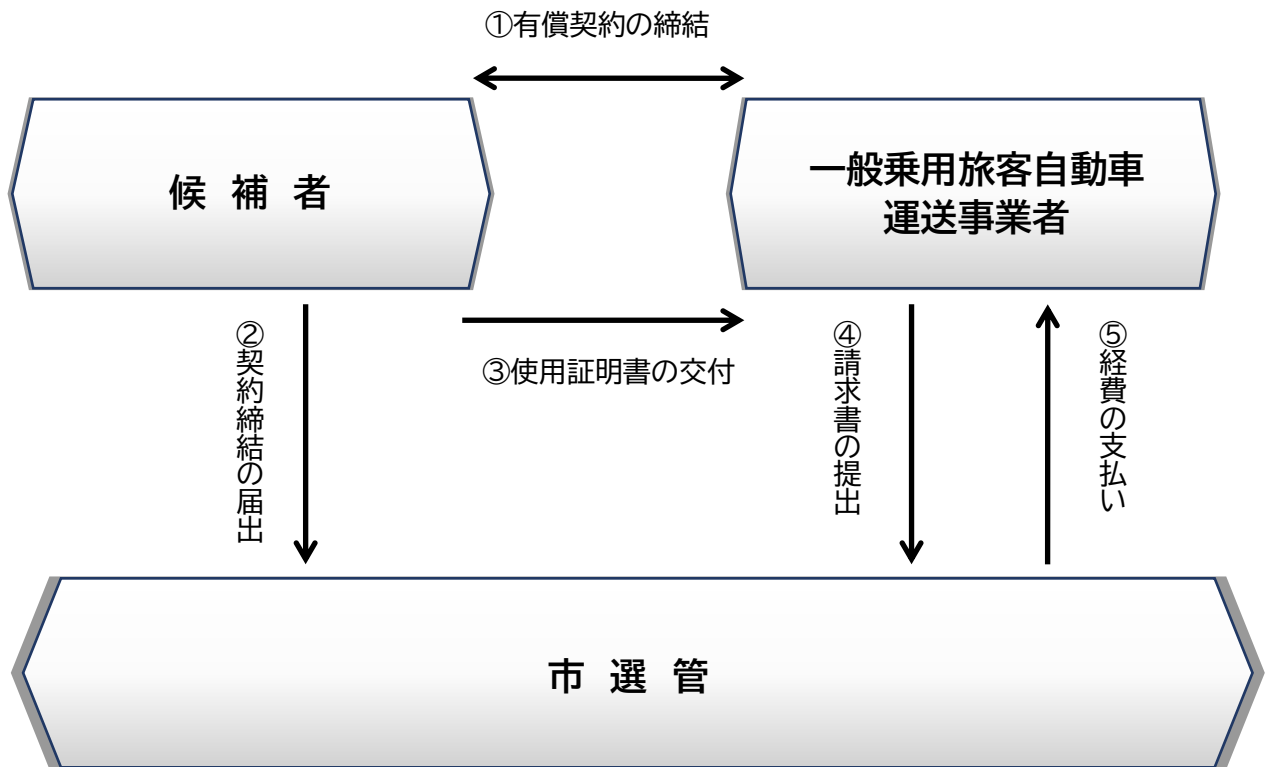
2 選挙運動用自動車の使用(ハイヤー・タクシー)

(一般乗用旅客自動車運動事業者との契約による場合)

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類 (【 】内は諸用紙一覧表の番号)

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【31】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車使用証明書 (自動車) 【33】	
	請求書 (選挙運動用自動車の使用) 【36】	
	請求内訳書 【37】	

選挙運動用自動車の使用
 (一般乗用旅客自動車運動事業者との契約)
 ※ハイヤー・タクシーの借上げ



【 】内は諸用紙一覧表の番号)

順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結	選挙運動用自動車運送契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【31】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書 (自動車) 【33】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒市長)	請求書 (選挙運動用自動車の使用) 【36】【37】	③の使用証明書
⑤	経費の支払い (市長⇒運送事業者)		

- 注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は市長へ④の請求をすることはできません。
 2 市長に対する上記の請求については、市選管で受け付けます。

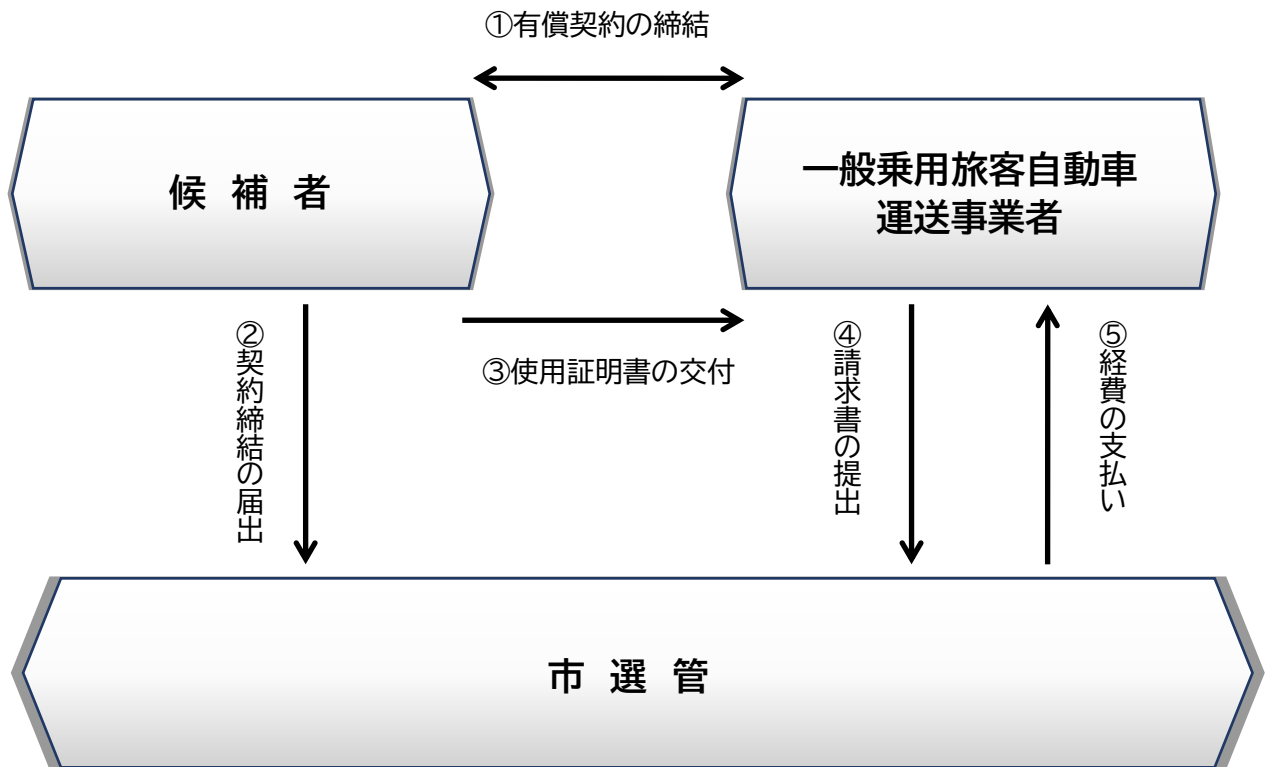
2-1 選挙運動用自動車の使用(自動車の借入れ)

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ)

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類 (【 】内は諸用紙一覧表の番号)

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【31】	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【33】	
	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【36】	
	請求内訳書 【38】	

選挙運動用自動車の使用
 (自動車の借入れ)
 ※個別契約



【 】内は諸用紙一覧表の番号)

順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車運賃貸借契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【31】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【33】	
④	請求書の提出 (借入業者等⇒市長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【36】【38】	③の使用証明書
⑤	経費の支払い (市長⇒借入業者等)		

- 注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等は市長へ④の請求をすることはできません。
 2 市長に対する上記の請求については、市選管で受け付けます。

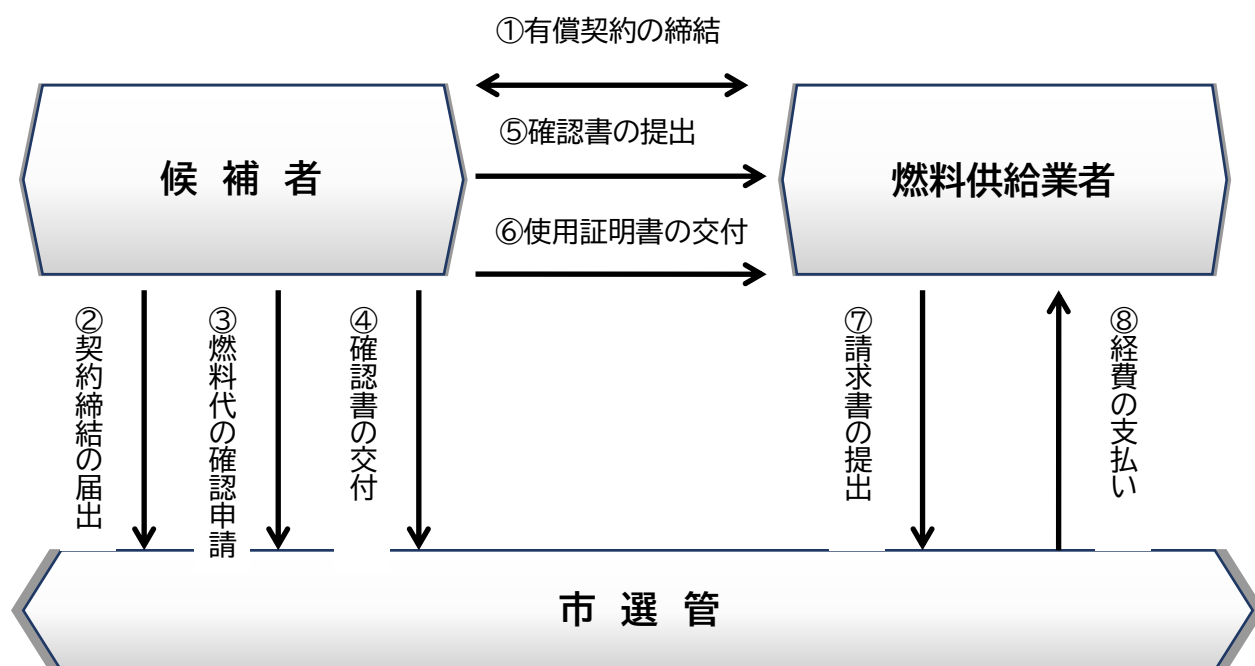
2-2 選挙運動用自動車の使用(燃料代)

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代)

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類 (【 】内は諸用紙一覧表の番号)

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【31】	
請 求 の 前	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【32】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車燃料代確認書 【確認書は選管で交付】	
	選挙運動用自動車使用証明書(燃料代) 【34】	
	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【36】	
	請求内訳書 【39】	
	給油伝票の写し	

選挙運動用自動車の使用
(燃料代)
※個別契約



【 】内は諸用紙一覧表の番号)

順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車の燃料供給契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【31】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒市選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【32】	
④	確認書の交付 (市選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【確認書は選管で交付】	
⑤	確認書の提出		④の確認書
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料代) 【34】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒市長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【36】【39】	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払い (市長⇒燃料供給業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は市長へ⑦の請求をすることはできません。

2 市長に対する上記の請求については、市選管で受け付けます。

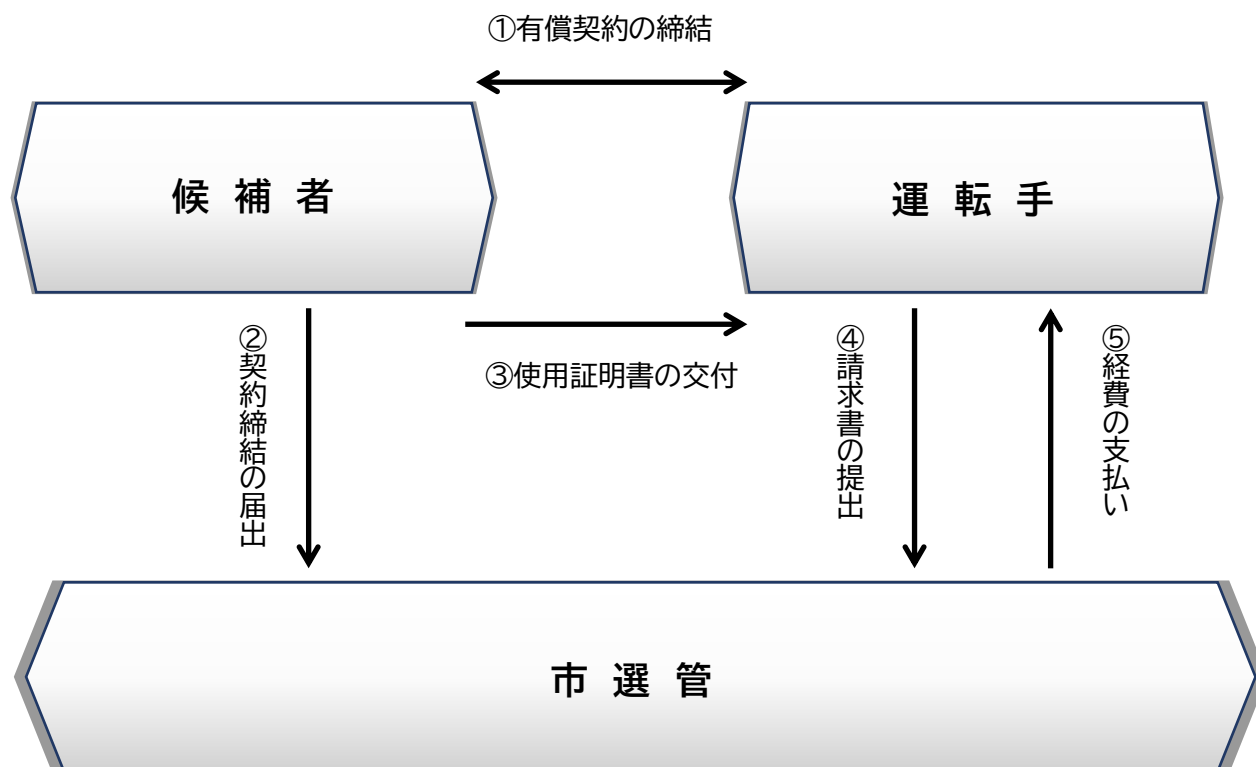
2-3 選挙運動用自動車の使用(運転手)

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬)

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類 (【 】内は諸用紙一覧表の番号)

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【31】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【35】	
	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【36】	
	請求内訳書 【40】	

選挙運動用自動車の使用
(運転手の雇用)
※個別契約



【 】内は諸用紙一覧表の番号)

順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手の雇用者)	選挙運動用自動車の運転手の雇用契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【31】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【35】	
④	請求書の提出 (運転手⇒市長)	請求書(運転手の雇用) 【36】【40】	③の使用証明書
⑤	経費の支払い (市長⇒運転手)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は市長へ④の請求をすることはできません。

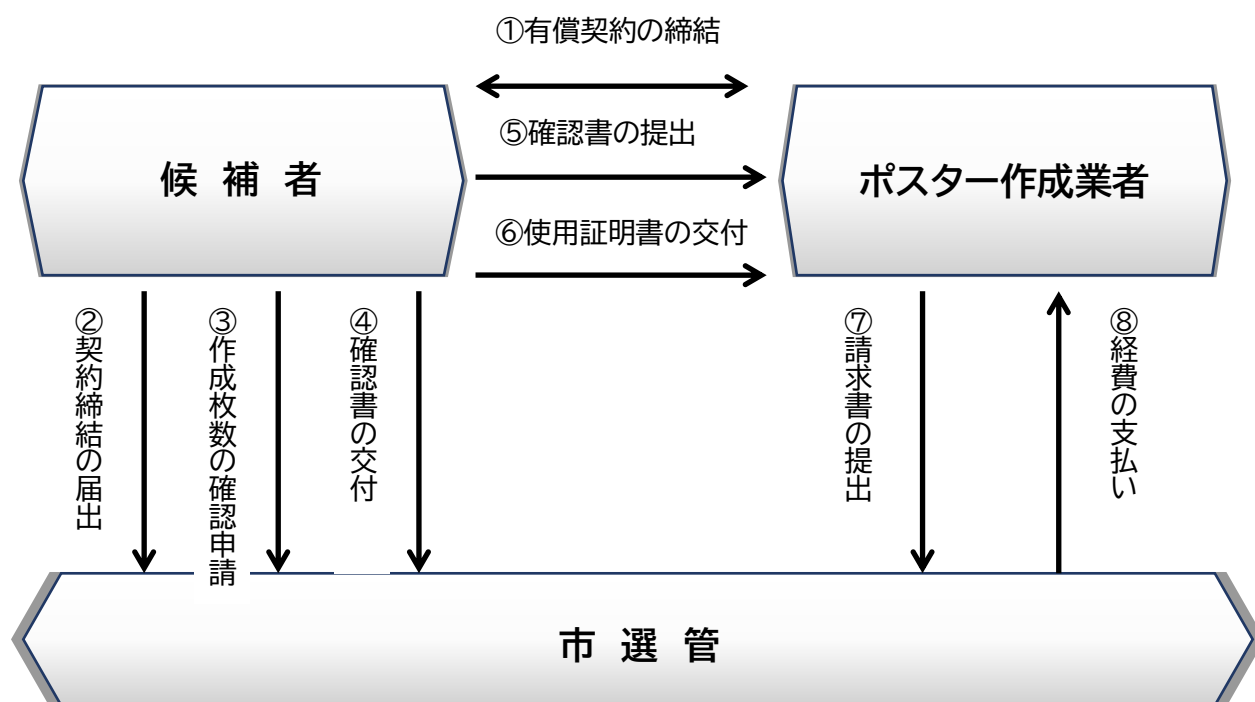
2 市長に対する上記の請求については、市選管で受け付けます。

3 選挙運動用ポスターの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類（【 】内は諸用紙一覧表の番号）

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【23】	
請 求 の 前	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【24】	
請 求 の と き	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【確認書は選管で交付】	
	選挙運動用ポスター作成証明書 【25】	
	請求書（選挙運動用ポスターの作成） 【26】	
	請求内訳書 【26】	

選挙運動用ポスターの作成



【 】内は諸用紙一覧表の番号)

順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	選挙運動用ポスターの作成契約届出書 【23】	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒市選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【24】	
④	確認書の交付 (市選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【確認書は選管で交付】	
⑤	確認書の提出	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【25】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒市長)	請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【26】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払い (市長⇒ポスター作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は市長へ⑦の請求をすることはできません。

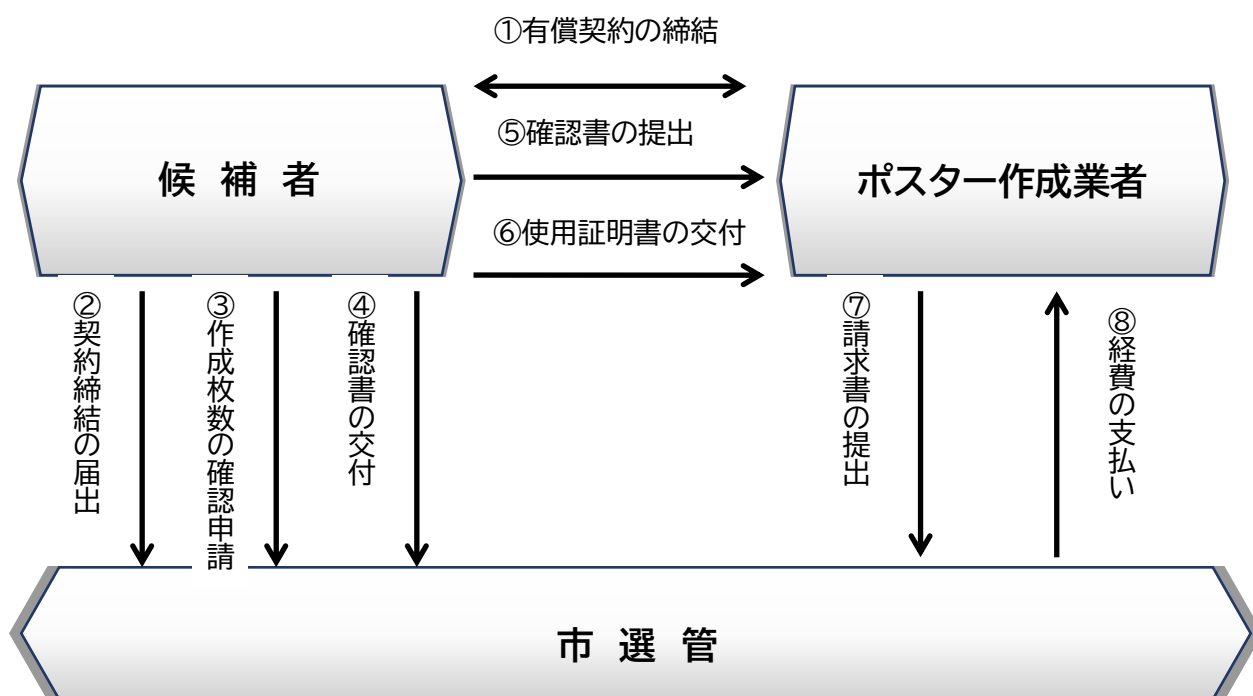
2 市長に対する上記の請求については、市選管で受け付けます。

4 選挙運動用ビラの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類（【 】内は諸用紙一覧表の番号）

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【27】	
請 求 の 前	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【28】	
請 求 の と き	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【確認書は選管で交付】	
	選挙運動用ビラ作成証明書 【29】	
	請求書（選挙運動用ビラの作成） 【30】	
	請求内訳書 【30】	

選挙運動用ビラの作成



【 】内は諸用紙一覧表の番号)

順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	選挙運動用ビラの作成契約届出書 【27】	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒市選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【28】	
④	確認書の交付 (市選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【確認書は選管で交付】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【29】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒市長)	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【30】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払い (市長⇒ビラ作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は市長へ⑦の請求をすることはできません。

2 市長に対する上記の請求については、市選管で受け付けます。

Ⅲ 公費負担に関する Q&A

このQ&Aは、市長選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用するに当たり、その参考としていただくために作成したものです。

他の選挙（衆議院議員選挙・参議院議員選挙など）とは制度の内容に異同がありますのでご注意ください。

○目次

< 1 共通 >

1. 「条例で決まっている上限金額は」で契約しようと思いますが、問題がありますか。
2. 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。
3. 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、市選管に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。
4. 市に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか。

< 2 自動車の借入れ >

1. 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。
2. 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか。この場合、2台とも公費負担の対象になりますか。
3. 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか。
4. レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金はすべて公費負担の対象となりますか。
5. 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することはできますか。
6. 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。
7. 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象となる金額を教えてください。
8. 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。
9. レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どれくらいの価格で契約すればいいのですか。
10. 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか。
11. 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

< 3 燃料の供給 >

1. 選挙運動用自動車に使用した燃料はすべて、公費負担の対象となりますか。
2. 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。
3. 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか。
4. 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。

< 4 運転手の雇用 >

1. 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。
2. 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象になりますか。
3. 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象になりますか。
4. 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。
5. 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。

< 5 選挙運動用ポスターの作成 >

1. 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか。
2. ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。
3. 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、併せて公費負担の対象となりますか。
4. 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

< 6 選挙運動用ビラの作成 >

1. 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか。
2. 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか。
3. 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか。
4. 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

< 7 選挙運動用葉書の交付・郵送 >

1. 選挙運動用葉書の交付又は郵送にあたっては注意すべき点がありますか。
2. 選挙運動用葉書を路上で選挙人に手渡ししようと思いますが、可能ですか。
3. 通常葉書の作成に要する費用について公費負担が受けられますか。

[1 共通]

Q 1 契約の締結にあたって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。

A 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容(金額、数量)の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

Q 2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q 3 使用(作成)証明書を契約業者に交付するのは、市選管に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。

A それぞれの契約履行後に行ってください。

使用(作成)証明書は、いずれも実際に基づき使用(作成)するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

Q 4 市に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか。

A 市に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。
(印影など一部非開示部分あり)

[2 自動車の借入れ]

Q 1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。

A 主として選挙運動のために使用され、市選管が交付する表示をした車両です。
候補者一人につき1台です。

Q 2 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか。この場合、2台とも公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。
なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

Q 3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。

Q 4 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金はすべて公費負担の対象となりますか。

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。
車両本体外の費用(看板レンタル代、スピーカーレンタル代等)が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。
契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Q 5 選挙運動期間前から借りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することはできますか。

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。
※ 無投票の場合は、立候補届出の1日分が、公費負担対象の期間となります。

Q 6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定める借入期間を記載します。選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q 7 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象となる金額を教えてください。

A 自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額(16,100円を超える場合は、16,100円)に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q 8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。

A 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族(当該親族がレンタカー業を営む場合は除く)からの借入れ

イ ハイヤー契約による借入れ(自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約)

したがって自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q 9 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どれくらいの価格で契約すればいいのですか。

A 契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容(金額、数量等)の妥当性について、説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

Q10 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか。

A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。
ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。
※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q11 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

A 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

[3 燃料の供給]

Q 1 選挙運動用自動車に使用した燃料はすべて、公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象です。
ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額(7,700 円に選挙運動期間の日数7日間を乗じて得た金額)を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q 2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。

A 対象になりません。選挙運動用自動車1台の燃料に限ります。

Q 3 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか。

A 請求できます。
ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q 4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。

A 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。
なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番(登録番号)、④給油金額が記載されていることが必要です。

[4 運転手の雇用]

Q 1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象となりません。

Q 2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象になりますか。

A 選挙期間中の運転のみ公費負担の対象となります。
選挙運動期間以外の運転は対象となりません。

Q 3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q 4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。

A 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象となりません。

Q 5 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象となりません。

[5 選挙運動用ポスターの作成]

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか。

A 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。

Q 2 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。

A ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した経費はすべて公費負担の対象となります。(金額、作成枚数に上限があります。) 例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q 3 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、併せて公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書の印刷費用は対象となりません。

Q 4 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

[6 選挙運動用ビラの作成]

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか。

A 公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

Q 2 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか。

- A
- 枚数 … 市長選挙 16,000 枚以内
 - 種類 … 2種類以内
 - 規格 … 長さ29.7cm×幅21cm(A4版) 両面印刷が可能
 - 記載内容 … 特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。
 - 証紙の貼付… 頒布するビラには、市選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q 3 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか。

- A 次の場所において頒布することができます。
- ・ 新聞折り込みによる頒布
 - ・ 候補者の選挙事務所内における頒布
 - ・ 個人演説会の会場内における頒布
 - ・ 街頭演説の場所における頒布

Q 4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

- A 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外経費に区分することが求められます。
- なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

[7 選挙運動用葉書の交付・郵送]

Q 1 選挙運動用葉書の交付又は郵送にあたっては注意すべき点がありますか。

A 候補者は、選挙運動のために通常葉書を無料で頒布することができます。

通常葉書を使用できる枚数は市長選挙の場合は 8,000 枚までと定められています。通常葉書の交付は、山梨郵便局で葉書の交付を受ける方法、又は、手持ちの通常葉書(私製を含む)に山梨郵便局で選挙用の表示を受けて、選挙郵便物に充てる方法があります。

差し出す場合は、直接ポストに入れずに、必ず「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて山梨郵便局の窓口へ差し出して下さい。ポストに入れると配達されません。

Q 2 選挙運動用葉書を路上で選挙人に手渡ししようと思いますが、可能ですか。

A 通常葉書の頒布は、郵送に限られています。郵便局の窓口から発送して下さい。通常葉書を路上等で手渡しすることは、法により禁止されています。

Q 3 通常葉書の作成に要する費用について公費負担が受けられますか。

A 通常葉書の作成に要する費用は、国政選挙に限り公費負担の対象となっています。市議会議員選挙においては、公費負担の対象外です。

IV 契約書及び各種様式の記載例

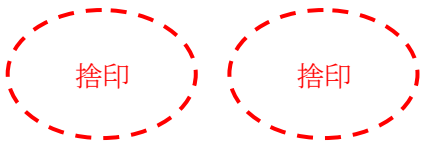
契約書【見本】

(候補者 ⇔ 契約業者等)

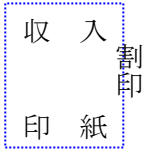
契約書のうち、印紙の必要なものは以下のとおりです。

- 選挙運動用自動車の使用に係る運送契約書（タクシー・ハイヤー形式）
- 選挙運動用ポスター作成契約書
- 選挙運動用ビラ作成契約書

※上記以外の契約について、印紙は不要です。



運送契約書 (参考例)



〇〇〇〇選挙候補者 甲州 太郎 (※戸籍名。通称名不可。) (以下「甲」という。) と市役所自動車 代表者 〇〇 〇〇 (以下「乙」という。) とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動の為に使用

2 車種及び登録番号 車両名 山梨550せ12-34

3 台数 1台

4 契約期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで (7日間)

※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間を記載する。

5 契約金額 金 350,000 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
内訳 (1日 50,000円 × 7日間)

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、「甲州市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき甲州市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、甲州市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は甲州市には請求できない。

7 その他

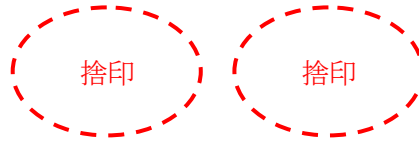
無投票になった場合、この契約は、立候補の届出をした日から無投票が確定した日までの契約とする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ※契約は告示日前でも可能

甲 〇〇〇〇選挙候補者
 住 所 甲州市〇〇町〇〇1234番地
 氏 名 甲州 太郎 (印)

乙 住 所 甲州市〇〇町〇〇567番地
 名 称 市役所自動車
 代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 (印)

(個別契約用)



車輛賃貸借契約書 (参考例)

〇〇〇〇選挙候補者 甲州 太郎(※戸籍名。通称名不可。) (以下「甲」という。) と市役所自動車 代表者 〇〇 〇〇 (以下「乙」という。) とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動の為に使用

2 車種及び登録番号 (車輛名) 山梨550せ12-34

3 台数 1台

4 契約期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで (7日間)
※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間を記載する。

5 契約金額 金 105,000 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
内訳 (1日につき 15,000円×7日間)

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車輛の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める定款に従う義務を負う。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、「甲州市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき甲州市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、甲州市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は甲州市には請求できない。

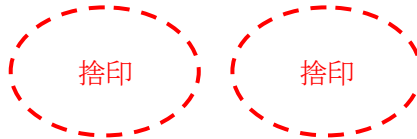
8 その他

無投票になった場合、この契約は、立候補の届出をした日から無投票が確定した日までの契約とする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ※契約は告示日前でも可能

甲 〇〇〇〇選挙候補者
住 所 甲州市〇〇町〇〇1234番地
氏 名 甲州 太郎 ㊟

乙 住 所 甲州市〇〇町〇〇567番地
名 称 市役所自動車
代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟



(個別契約用)

選挙運動用自動車燃料供給契約書 (参考例)

〇〇〇〇選挙候補者 甲州 太郎 (※戸籍名。通称名不可。) (以下「甲」という。) と市役所自動車 代表者 〇〇 〇〇 (以下「乙」という。) とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 供給する期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで (7日間)
※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間を記載する。

2 供給場所
所在地 甲州市〇〇町〇〇890番地
名称 株式会社△△石油

3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号 (車輛名) 山梨550せ12-34

4 契約金額
単価 1ℓ当たり 150円 (消費税額及び地方消費税額を含む。) とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。 (供給予定総量 350ℓ)

5 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、「甲州市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき甲州市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、甲州市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は甲州市には請求できない。

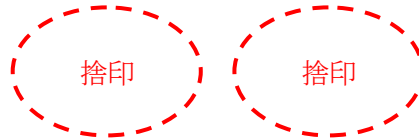
6 その他
無投票になった場合、この契約は、立候補の届出をした日から無投票が確定した日までの契約とする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ※契約は告示日前でも可能

甲 〇〇〇〇選挙候補者
住所 甲州市〇〇町〇〇1234番地
氏名 甲州 太郎 ①

乙 住所 甲州市〇〇町〇〇890番地
名称 株式会社△△石油
代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 ①

(個別契約用)



選挙運動用自動車運転契約書 (参考例)

〇〇〇〇選挙候補者 甲州 太郎 (※戸籍名。通称名不可。) (以下「甲」という。) と△△△△ (以下「乙」という。) とは、甲が公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 業務内容

公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

2 運転する期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで (7日間)

原則として毎日 午前8時00分 から 午後8時00分 まで ※実際に雇用する時間を記載する。

※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間を記載する。

3 運転する車輛の車種及び登録番号 (車輛名) 山梨550せ12-34

4 契約金額 金 70,000 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)

内訳 (1日につき 10,000 円×7日間)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、「甲州市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき甲州市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、甲州市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は甲州市には請求できない。

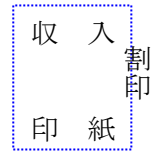
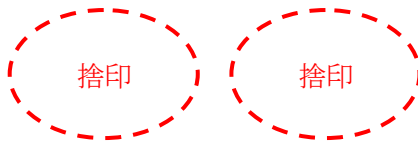
6 その他

無投票になった場合、この契約は、立候補の届出をした日から無投票が確定した日までの契約とする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ※契約は告示日前でも可能

甲 〇〇〇〇選挙候補者
住所 甲州市〇〇町〇〇1234番地
氏名 甲州 太郎 ⑨

乙 住所 甲州市〇〇町〇〇56番地
氏名 △△ △△ ⑨



選挙運動用ポスター作成契約書（参考例）

〇〇〇〇選挙候補者 甲州 太郎（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社 △△印刷 代表取締役 ◎◎ ◎◎（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

- 1 品名 公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター
- 2 作成枚数 400 枚
- 3 契約金額 金 320,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
（単価 800円 銭）
- 4 納入期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、「甲州市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき甲州市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

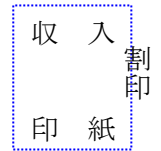
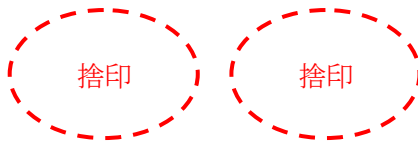
なお、甲州市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は甲州市には請求できない。

6 その他

令和〇〇年〇〇月〇〇日※契約は告示日前でも可能

甲	〇〇〇〇選挙候補者	
	住所	甲州市〇〇町〇〇1234番地
	氏名	甲州 太郎 ⑨
乙	住所	甲州市〇〇町〇〇789番地
	名称	株式会社△△印刷
	代表者	代表取締役 ◎◎ ◎◎ ⑨



選挙運動用ビラ作成契約書（参考例）

〇〇〇〇選挙候補者 甲州 太郎（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社 △△印刷 代表取締役 ◎◎ ◎◎（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

- 1 品名 公職選挙法第142条第1項第6号に定めるビラ
- 2 作成枚数 18,000 枚
- 3 契約金額 金 117,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
（単価 6円 50銭）
- 4 納入期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、「甲州市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき甲州市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、甲州市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は甲州市には請求できない。

6 その他

令和〇〇年〇〇月〇〇日※契約は告示日前でも可能

甲 〇〇〇〇選挙候補者
住 所 甲州市〇〇町〇〇1234番地
氏 名 甲州 太郎 ⑤

乙 住 所 甲州市〇〇町〇〇789番地
名 称 株式会社△△印刷
代表者 代表取締役 ◎◎ ◎◎ ⑤

契約届出書

(候補者 ⇒ 市委員会)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※立候補届出前の契約の場合は告示日を記入

甲州市選挙管理委員会
委員長 岩 下 洋 殿

令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇 選挙
候補者 選 管 太 郎

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約の場合

契 約 年 月 日	令 和 年 月 日			
契 約 の 相 手 方	氏 名 又 は 名 称			
	住 所 〔 法人にあっては主 たる事務所の所在地〕	電 話 ()		
	法人にあっては 代表者の氏名			
契 約 内 容	運 送 契 約 期 間	自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日		
	運 送 契 約 金 額	円		

2 1に掲げる契約以外の場合

区 分		自 動 車 の 借 入 れ	燃 料 代	運 転 手 の 雇 用
項 目				
契 約 年 月 日	※契約書に記載された契約の日を記入する。(告示日以前の日) 令和〇年〇月〇日 令和〇年〇月〇日 令和〇年〇月〇日			
契 約 の 相 手 方	氏 名 又 は 名 称	市役所自動車	(有) △△燃料店	甲 州 選 挙
	住 所 〔 法人にあっては主 たる事務所の所在地〕	甲州市△△△ 〇〇〇番地の〇 電話 0553(33)0000	甲州市□□ 〇〇〇〇番地 電話 0553(32)0000	甲州市〇〇 〇〇〇〇番地 電話 0553(33)0000
	法人にあっては 代表者の氏名	代表取締役◇◇◇◇ 代表取締役〇〇□□ ※法人の場合代表者の役職名と氏名を記載する。		
契 約 内 容	契 約 (借 入 れ ・ 供 給 量 ・ 雇 用) 期 間	自 令 和 〇 年 〇 月 〇 日 至 令 和 〇 年 〇 月 〇 日	350ℓ	自 令 和 〇 年 〇 月 〇 日 至 令 和 〇 年 〇 月 〇 日
	契 約 金 額	105,000 円	31,500 円	70,000 円 ※それぞれの契約金額（合計金額）を記載する。

備考 1 この届出書には、契約書の写しを添付して下さい。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※立候補届出前の契約の場合は告示日を記入

甲州市選挙管理委員会
委員長 岩 下 洋 殿

令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇 選挙
候補者 選 管 太 郎

選挙運動用ビラ作成契約届出書

契 約 年 月 日		令和〇年〇月〇日 ※契約書に記載された契約日を記入する。
契 約 の 相 手 方	氏 名 又 は 名 称	× × × 印刷所 〇〇 〇〇
	住 所 (法人にあっては 主たる事務所の所在地)	甲州市 □□町 111 番地の 1 電話 0553 (32) 2111
	法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	代表取締役 ◎◎ ◎◎
契 約 内 容	作 成 契 約 枚 数	18,000 枚
	作 成 契 約 金 額	117,000 円

備考 この届出書には、契約書の写しを添付して下さい。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※立候補届出前の契約の場合は告示日を記入

甲州市選挙管理委員会
委員長 岩下 洋 殿

令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇 選挙
候補者 選管 太郎

選挙運動用ポスター作成契約届出書

契約年月日		令和〇年〇月〇日 ※契約書に記載された契約日を記入する。
契約の相手方	氏名又は名称	×××印刷所 〇〇 〇〇
	住所 〔法人にあっては主たる事務所の所在地〕	甲州市 □□町 111 番地の 1 電話 0553 (32) 2111
	法人にあっては代表者の氏名	代表取締役 ◎◎ ◎◎
契約内容	作成契約枚数	400 枚
	作成契約金額	320,000 円

備考 この届出書には、契約書の写しを添付して下さい。

確認申請書

(候補者 ⇒ 市委員会)

以下については、公費負担の対象となるものの確認を行うため、確認申請が必要です。

- 選挙運動用自動車燃料代
- ビラ作成枚数
- ポスター作成枚数

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※立候補届出前の契約の場合は告示日を記入

甲州市選挙管理委員会
委員長 岩 下 洋 殿

令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇 選挙
候補者 選 管 太 郎

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

契 約 年 月 日	令和〇年〇月〇日 ※契約書に記載された契約日を記入する。
契 約 の 相 手 方	氏 名 又 は 名 称 (有) △△ 燃料店
	住 所 〔 法人にあっては 主たる事務所の所在地 〕 甲州市 □□町 111 番地の 1 電話 0553 (32) 2111
	法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名 代表取締役 ◎◎ ◎◎
燃料の供給を受ける選挙運動用 自動車の自動車登録番号	山梨 550 せ 12-34
確 認 申 請 金 額	31,500 円 ※契約した1リットル当たりの単価に、契約した量を乗じて得た金額(購入金額の合計額) を記載

- 備考 1 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から甲州市選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※立候補届出前の契約の場合は告示日を記入

甲州市選挙管理委員会
委員長 岩 下 洋 殿

令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇 選挙
候補者 選 管 太 郎

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

契 約 年 月 日	令和〇年〇月〇日 ※契約書に記載された契約日を記入する。	
契 約 の 相 手 方	氏 名 又 は 名 称	×××印刷所 ○×□○
	住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	甲州市 □□町 111 番地の 1 電話 0553 (32) 2111
	法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	代表取締役 ◎◎ ◎◎
確 認 申 請 枚 数	16,000 枚	

- 備考 1 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から甲州市選挙管理委員会に提出してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※立候補届出前の契約の場合は告示日を記入

甲州市選挙管理委員会
委員長 岩下 洋 殿

令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇 選挙
候補者 選管 太郎

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

契 約 年 月 日	令和〇年〇月〇日 ※契約書に記載された契約日を記入する。
契 約 の 相 手 方	氏 名 又 は 名 称 ×××印刷所 〇〇〇〇
	住 所 〔法人にあっては主たる事務所の所在地〕 甲州市 □□町 111 番地の 1 電話 0553 (32) 2111
	法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇
確 認 申 請 枚 数	132 枚 ※ポスター掲示場数を記載する。

- 備考 1 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から甲州市選挙管理委員会に提出してください。

確認書

(市委員会 ⇒ 候補者 ⇒ 契約業者等 ⇒ 市委員会)

確認申請を受けた後、以下の確認書は市委員会から交付しますので、候補者は直ちに契約の相手方に確認書を渡してください。

- 選挙運動用自動車燃料代確認書
- 選挙運動用ビラ作成枚数確認書
- 選挙運動用ポスター作成枚数確認書

令和〇年〇月〇日


甲州市選挙管理委員会
委員長 岩下 洋 印

選挙運動用自動車燃料代確認書

確認番号	
選挙名	令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇 選挙
候補者の氏名	選管 太郎 ※戸籍名
燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号	〇〇〇〇
確認金額	31,500 円

- 備考 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに、この確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られます。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、甲州市に支払を請求することはできません。

令和〇年〇月〇日

甲州市選挙管理委員会
委員長 岩下 洋 

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

確認番号	
選挙名	令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇 選挙
候補者の氏名	選管 太郎 ※戸籍名
確認枚数	16,000 枚

- 備考 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、甲州市に支払を請求することはできません。

令和〇年〇月〇日

甲州市選挙管理委員会
委員長 岩下 洋 印

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

確 認 番 号	
選 挙 名	令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇 選挙
候 補 者 の 氏 名	選管 太郎 ※戸籍名
確 認 枚 数	132 枚

- 備考 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、甲州市に支払を請求することはできません。

証明書

(候補者 ⇒ 契約業者等 ⇒ 市委員会)

契約履行後に、候補者から契約業者等へ以下の証明書を交付してください。候補者が契約業者等に交付した証明書は、契約業者等が市に対し、代金を請求する際に添付する必要があります。

- 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）
- 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）
- 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）
- 選挙運動用ビラ作成証明書
- 選挙運動用ポスター作成証明書

令和〇年〇月〇日
 ※投票日以降の日付

令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇 選挙
 候補者 選 管 太 郎

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

運送等契約区分 (いずれかに✓をすること)		<input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 <input checked="" type="checkbox"/> 上記の契約以外の場合	
契約の相手方	氏名又は名称	市役所自動車	
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	甲州市△△△町 000 番地の 0	
	法人にあっては代表者の氏名	代表取締役◇◇◇◇	
車種及び自動車登録番号	運送等の年月日	運送等の金額（円）	
〇〇〇〇山梨 500 そ 1234	令和〇〇年〇〇月〇〇日	15,000	
〇〇〇〇山梨 500 そ 1234	令和〇〇年〇〇月〇〇日	15,000	
〇〇〇〇山梨 500 そ 1234	令和〇〇年〇〇月〇〇日	15,000	
〇〇〇〇山梨 500 そ 1234	令和〇〇年〇〇月〇〇日	15,000	
〇〇〇〇山梨 500 そ 1234	令和〇〇年〇〇月〇〇日	15,000	
〇〇〇〇山梨 500 そ 1234	令和〇〇年〇〇月〇〇日	15,000	
〇〇〇〇山梨 500 そ 1234	令和〇〇年〇〇月〇〇日	15,000	

金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。

※借入れ金額（契約金額の日額）

- 備考
- この証明書は、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送業者等に提出して下さい。
 - 運送業者等が甲州市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付して下さい。
 - この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送業者等は、甲州市に支払を請求することはできません。

令和〇年〇月〇日
 ※投票日以降の日付

令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇 選挙
 候補者 選 管 太 郎

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

契約の相手方	氏名又は名称	(有) △ △ 燃料店		
	住所 〔法人にあっては主たる事務所の所在地〕	甲州市△△△町 000 番地の0		
	法人にあっては代表者の氏名	代表取締役 〇〇 □□		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給量 (ℓ)	燃料供給金額 (円)	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	山梨 500 そ 1234	50 実際に供給を受けた量	4,500 契約単価×供給量	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	山梨 500 そ 1234	50	4,500	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	山梨 500 そ 1234	40	3,600	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	山梨 500 そ 1234	50	4,500	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	山梨 500 そ 1234	70	6,300	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	山梨 500 そ 1234	40	3,600	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	山梨 500 そ 1234	40	3,600	

- 備考 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の給油を受けた日付、燃料の給油を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が甲州市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、甲州市に支払を請求することができません。

令和〇年〇月〇日
 ※投票日以降の日付

令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇 選挙
 候補者 選 管 太 郎

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

契約の相手方	氏 名	甲州 選挙
	住 所	甲州市△△△町 123 番地の 4
雇 用 年 月 日		報 酬 額 （円）
令和〇〇年〇〇月〇〇日		10,000 ※それぞれの日ごとに報酬日額を記載
令和〇〇年〇〇月〇〇日		10,000
令和〇〇年〇〇月〇〇日		10,000
令和〇〇年〇〇月〇〇日		10,000
令和〇〇年〇〇月〇〇日		10,000
令和〇〇年〇〇月〇〇日		10,000
令和〇〇年〇〇月〇〇日		10,000

- 備考 1 この証明書は、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出して下さい。
- 2 運転手が甲州市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付して下さい。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、甲州市に支払を請求することはできません。

令和〇年〇月〇日
 ※投票日以降の日付

令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇 選挙
 候補者 選 管 太 郎

選挙運動用ビラ作成証明書

契約の相手方	氏名又は名称	××× 印刷所 ○×□○
	住所 （法人にあっては 主たる事務所の所在地）	甲州市△△△町 234 番地の 5
	法人にあっては 代表者の氏名	代表取締役 ○○ □□
作成枚数	16,000 枚	
作成金額	104,000 円	

- 備考 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出して下さい。
- 2 ビラ作成業者が甲州市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付して下さい。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、甲州市に支払を請求することはできません。

令和〇年〇月〇日
 ※投票日以降の日付

令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇 選挙
 候補者 選 管 太 郎

選挙運動用ポスター作成証明書

契約の相手方	氏名又は名称	××× 印刷所 ○×□○
	住所 〔 法人にあっては 主たる事務所の所在地 〕	甲州市△△△町 234 番地の 5
	法人にあっては 代表者の氏名	代表取締役 ○○ □□
作成枚数	400 枚	
作成金額	320,000 円	
当該選挙における ポスター掲示場数	132 箇所	

- 備考 1 この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出して下さい。
- 2 ポスター作成業者が甲州市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付して下さい。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、甲州市に支払を請求することはできません。

請求書・請求内訳書

(契約業者等 ⇒ 市委員会)

請求書の提出の際は、候補者から交付される確認書（燃料代・ビラの作成・ポスターの作成のみ）、証明書を添付する必要があります。

様式第9号（第6条関係）

（その1）

令和〇年〇月〇日
 ※投票日以降の日付

甲州市長 殿

住 所 甲州市△△△000番地の0
 申請者 電話 0553(33)0000
 市役所自動車

氏 名 代表取締役◇◇ ◇◇ 印
 [法人にあつては主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名]

- 1 一般運送契約（ハイヤー等）
 2 個別契約（自動車借入契約（レンタル等）、燃料供給の契約、運転手雇用の契約）
 上記4つの共通の請求書

請 求 書 （選挙運動用自動車の使用）

請 求 金 額	<input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約	円
	<input checked="" type="checkbox"/> 上記の契約以外の契約	105,000 円
請 求 内 訳	<input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車請求内訳書のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 自動車の借入請求内訳書のとおり <input type="checkbox"/> 燃料代請求内訳書のとおり <input type="checkbox"/> 運転手請求内訳書のとおり	
選 挙 名	令和〇年〇月〇日執行 ○〇〇 選挙	
候 補 者 の 氏 名	選管 太郎 ※戸籍名	
振 込 先	○〇銀行 ○〇支店 □ 座 名 普通 (株)○○〇タクシー □ 座 番号 123456	

- 備考 1 この証明書は、候補者から受領した選挙運動用自動車証明書（燃料代を請求するときは、この他に自動車燃料代確認書）とともに選挙の期日後速やかに提出して下さい。
 2 候補者が供託物を没収された場合には、甲州市に支払を請求することはできません。

(別紙) その1

請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 選管 太郎

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和○年○月○日	50,000 円×1 台= 50,000 円	64,500 円×1 台 =64,500 円	50,000 円	
令和○年○月○日	50,000 円×1 台= 50,000 円	64,500 円×1 台 =64,500 円	50,000 円	
令和○年○月○日	50,000 円×1 台= 50,000 円	64,500 円×1 台 =64,500 円	50,000 円	
令和○年○月○日	50,000 円×1 台= 50,000 円	64,500 円×1 台 =64,500 円	50,000 円	
令和○年○月○日	50,000 円×1 台= 50,000 円	64,500 円×1 台 =64,500 円	50,000 円	
令和○年○月○日	50,000 円×1 台= 50,000 円	64,500 円×1 台 =64,500 円	50,000 円	
令和○年○月○日	50,000 円×1 台= 50,000 円	64,500 円×1 台 =64,500 円	50,000 円	
計			350,000 円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙) その2

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外との運送契約により自動車を使用した場合）

(1) 自動車の借入れ

候補者氏名 選管 太郎

使用年月日	借入れ金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和○年○月○日	15,000円×1台= 15,000円	15,800円×1台 =15,800円	15,000円	
令和○年○月○日	15,000円×1台= 15,000円	15,800円×1台 =15,800円	15,000円	
令和○年○月○日	15,000円×1台= 15,000円	15,800円×1台 =15,800円	15,000円	
令和○年○月○日	15,000円×1台= 15,000円	15,800円×1台 =15,800円	15,000円	
令和○年○月○日	15,000円×1台= 15,000円	15,800円×1台 =15,800円	15,000円	
令和○年○月○日	15,000円×1台= 15,000円	15,800円×1台 =15,800円	15,000円	
令和○年○月○日	15,000円×1台= 15,000円	15,800円×1台 =15,800円	15,000円	
計			105,000円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

候補者氏名 選管 太郎

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙 運動用自動車の 自動車登録番号	販売金額	備考
令和○年○月○日	山梨 550 せ 12-34	90 円×50ℓ=4,500 円	
令和○年○月○日	山梨 550 せ 12-34	90 円×50ℓ=4,500 円	
令和○年○月○日	山梨 550 せ 12-34	90 円×40ℓ=3,600 円	
令和○年○月○日	山梨 550 せ 12-34	90 円×50ℓ=4,500 円	
令和○年○月○日	山梨 550 せ 12-34	90 円×70ℓ=6,300 円	
令和○年○月○日	山梨 550 せ 12-34	90 円×40ℓ=3,600 円	
令和○年○月○日	山梨 550 せ 12-34	90 円×40ℓ=3,600 円	
計		(ア) 30,600 円	
基準限度額		(イ) 52,920 円	
請求金額		30,600 円	

備考

- 1 「基準限度額」欄には、確認書に記載された金額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の欄又は(イ)の欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「販売金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(3) 運転手

候補者氏名 選管 太郎

雇用年月日	報酬（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和○年○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和○年○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和○年○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和○年○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和○年○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和○年○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和○年○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
計			70,000 円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(その2)

令和〇年〇月〇日
※投票日以降の日付

甲州市長 殿

住 所 甲州市△△△123 番地の 4
申請者 電話 0553(33)0000
×××印刷所
氏 名 代表取締役◇◇ ◇◇ 印
〔 法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

請 求 書 (選挙運動用ビラの作成)

請 求 金 額	26,000 円
請 求 内 訳	請求内訳書のとおり
選 挙 名	令和〇年〇月〇日執行 ○○○ 選挙
候 補 者 の 氏 名	選管 太郎
振 込 先	○○銀行 ○○支店 口座名 普通 ×××印刷所 口座番号 123456

- 備考
- 1 この証明書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出して下さい。
 - 2 候補者が供託物を没収された場合には、甲州市に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

候補者氏名 選管 太郎

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
A	B	$A \times B = C$	D	E	$D \times E = F$	G	H	$G \times H = I$	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
6.5	4,000	26,000	7.51	4,000	30,040	6.5	4,000	26,000	

※ビラ作成の公費負担については、「作成単価」と「枚数」それぞれの制限を受けますので、それぞれの少ない方の金額及び枚数によって請求額を算定してください。

備考

- 1 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

(その3)

令和〇年〇月〇日
※投票日以降の日付

甲州市長 殿

住 所 甲州市△△△123 番地の 4
申請者 電話 0553(33)0000
×××印刷所
氏 名 代表取締役◇◇ ◇◇ 印
〔 法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

請 求 書 (選挙運動用ポスターの作成)

請 求 金 額	105,600 円
請 求 内 訳	請求内訳書のとおり
選 挙 名	令和〇年〇月〇日執行 ○○○ 選挙
候 補 者 の 氏 名	選管 太郎
振 込 先	○○銀行 ○○支店 口座名 普通 ×××印刷所 口座番号 123456

- 備考 1 この証明書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出して下さい。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、甲州市に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

候補者氏名 選管 太郎

ポスター 掲示場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備考
	単価	枚数	金 額	単価	枚数	金 額	単価	枚数	金 額	
	A	B	A×B=C	D	E	D×E=F	G	H	G×H=I	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
132	800	400	320,000	2,878	132	379,896	800	132	105,600	

※ポスター作成の公費負担については、「作成単価」と「枚数」それぞれの制限を受けますので、それぞれの少ない方の金額及び枚数によって請求額を算定してください。

備考

1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{525 \text{ 円 } 06 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 310,500 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

ポスター掲示場数

…1円未満の端数は切上げ

3 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。